黙示による包括的同意について

三重県農協健康保険組合(以下「組合」という。)は、その保有する個人データを第三者に提供する場合であっても、下記のいずれかに該当する ものは、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに ついて」に基づき、被保険者等にとって利益となるもの、又は組合の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的であるとはいえないものにあたり、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないときには、黙示による包括的な同意を得たものとして取り扱わせていただきます。

同意をされない方におかれましては、組合の「プライバシーポリシー」に記載 された担当窓口までご連絡ください。

記

- 1. 高額療養費(高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金)を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- 2. 付加給付(医療費等負担額の上乗せ給付金)を本人の申請に基づかずに事業 主経由で支給すること。
- 3. 医療費通知及びジェネリック通知(患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知)を世帯単位でまとめて行うこと。
- 4. 高額医療交付金交付事業にかかる個人情報の共同利用について (別紙)
- 5. オンライン資格確認等システムを利用し、特定健診等データの保険者間提供 を行うこと。
 - ※5. に同意されない場合は、別添1「オンライン資格確認等システムによる保険者からの 特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書」の提出が必要です。
- 6. 負傷(外傷)原因の照会通知を事業主経由で被保険者(被扶養者含む)に 送付すること。

高額医療交付金交付事業に係る公表について

三重県農協健康保険組合(以下「組合」という。)は、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会(以下「健保連」という。)が実施する高額医療交付金交付事業(以下「高額医療事業」という。)から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しています。よって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する利用目的、③共同利用個人データ項目、④共同利用する範囲、⑤個人データ管理責任者の名称及び住所並びに法人の代表者について、次のように公表いたします。

1. 健保連との高額医療事業の共同実施

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が 高額な医療費が生じた場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施 しています。

2. 共同利用する利用目的

当組合においては高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である 1 月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

3. 共同利用する個人データ項目

「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データのすべての項目

4. 共同利用する範囲

当組合:事業担当者、部門長、事務長、常務理事

健保連:サポート部交付金交付事業高額医療グループ

業務委託先:公益財団法人日本生産性本部 ITC・ヘルスケア推進部及び協力会社

5. 個人データ管理責任者の名称及び住所並びに法人の代表者

管理責任者:個人情報取扱責任者

代表者:三重県農協健康保険組合

三重県津市羽所町 525 番地の1

理事長

オンライン資格確認等システムによる 保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書

私は、三重県農協健康保険組合が、オンライン資格確認等システムにより、当該 組合に加入する前に加入していた保険者に対し、特定健診情報の取得の作業を行うこと に同意しません。

記入日	•	年	月	日
	•	ı	/ 1	\vdash

三重県農協健康保険組合理事長 殿

加入者様記入欄

フリガナ				
氏名				
(代理人記入の場合、代理人氏名)				
	(続柄:)		
被保険者等(又は加入者				
等若しくは組合員等若し				
くは被保険者)				
記号・番号				